

西宮市多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等への業務委託等に関する取扱方針
第5条第1項の規定による随意契約締結に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、西宮市多数障害者雇用企業及び障害者支援施設等への業務委託等に関する取扱方針（以下「取扱方針」という。）第5条第1項の規定による随意契約（以下「随意契約」という。）の締結を行うべき相手方（以下「受託者」という。）を決定するための基準を定めるものとする。

(決定基準)

第2条 市長は、次に掲げる基準を満たす者のうちから受託者を決定するものとする。

- (1) 随意契約の履行期間の初日の属する年度の前4年間において、取扱方針第3条第1項の登録を受けた期間（取扱方針第3条第4項の規定により登録を取り消された場合は、取消日以後の期間を除く。）の通算が2年以上ある者であること。
- (2) 業務の受託等による一定の売上高がある者であること。
- (3) 事業の継続性が認められる者であること。
- (4) 随意契約に係る業務を遂行する能力を有すると認められる者であること。
- (5) 受託者としての適格性を欠く者ではないこと。

2 前項に掲げる基準は、受託者となるべき資格に関する基準を定めたものであって、同項に掲げる基準を満たした者が全て受託者となるものではない。

付 則

- 1 この基準は、平成31年1月1日から実施する。
- 2 第2条第1項第1号の規定の適用については、同号の通算期間に西宮市多数障害者雇用企業への業務委託に関する取扱方針第3又は西宮市障害者支援施設等からの物品等の調達に関する取扱方針第3の規定により登録を受けた期間を含めるものとする。